

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の 一部を改正する法律

総務省国際戦略局国際戦略課課長補佐 宇野 祐輝

要 旨

第221回国会において成立した「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律」は、最近の我が国経済をめぐる状況に鑑み、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じた当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を引き続き図るため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限（設置期限）を10年間延長するものである。

**キーワード：JICT、官民ファンド、リスクマネー供給、通信・放送・郵便事業、
デジタルインフラ、海外展開**

1. はじめに

第221回国会において成立し、令和8年5月7日に公布された「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律」（令和8年法律第18号。以下「本法律」という。）は、最近の我が国経済をめぐる状況に鑑み、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じた当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を引き続き図るため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「JICT」という。）が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限を10年間延長するものである。

本稿では、本法律の制定に至る検討の経緯を紹介した上で、本法律による株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号。以下「JICT法」という。）の改正の内容について解説することとしたい。なお、本稿中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきたい。

2. 検討の経緯

JICTは、JICT法に基づき平成27年11月に設立された官民ファンドであり、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的として、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対してリスクマネー供給等の支援を行っている。

JICTの業務は本来民間で自律的に行われるべきものであるが、我が国では民間における取組の実績が少ないことから、公的機関が時限的に先導的な役割を果たすことを目的にJICTが設立されており、JICTには約20年の存続期間が設けられていた。具体的には、JICT法第27条第2項及び第3項において、JICTが保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限（以下「設置期限」という。）が令和18年3月31日と規定されてい

た¹。

他方、我が国においては、日本企業が海外で実施するデジタルインフラ事業等に対して、民間金融が持続的・安定的に長期・大規模なリスクマネーを供給することが難しい状況が続いており、また、グローバルな環境変化に応じて、経済安全保障の確保の観点から、JICTが支援対象とするデジタルインフラ等の海外展開の重要性が増してきている。

JICTが支援するデジタルインフラ事業等は開発から投資回収までに10年程度を要しているところ、JICTの設置期限の到来まで10年程度となる中、設置期限までの投資回収が見込めないために支援が困難となっている事例が出始めている状況にあった。

このような状況も踏まえ、令和7年10月より、JICTの今後の在り方について検討を行うことを目的として、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）が開催された。

検討会においては、JICTに対するニーズの検証、JICTの役割の検証、JICTの経営状況の検証、JICTの今後の在り方の検討等が実施され、同年12月には、検討会での議論の内容をまとめた「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた（図1）。報告書では、JICTの役割について、「JICTは、民業圧迫になっておらず民間投資の呼び水となることを前提に、政策的意義・収益性の観点からチャレンジングな領域における我が国事業者の海外展開を支援する民業を補完する主体としての意義が大きい。」とされその役割の必要性が認められた他、JICTの今後の在り方について、「JICTの累積損失の解消に目処が立ってきていることを踏まえ、JICTの経営状況等を踏まえた対応をJICTが適切に実施し説明責任を果たしていくことを前提に、JICTは引き続き我が国事業者の海外展開支援を推進すべきであり、そのためには、JICTの設置期限を延長することが適当。」との提言がなされている。

本法律は、上記の報告書も踏まえ検討されたものである。

¹ JICT法第27条第2項において、「機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和十八年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。」と規定されていた他、同条第3項において、「機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和十八年三月三十一日まででなければならない。」と規定されていた。なお、JICT法第37条の規定に基づき、JICTは株式等及び債権の処分や債務の保証等の業務の完了により解散することとされている。

図 1. 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方に関する検討会 報告書（概要）

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方に関する検討会 報告書（概要）

1. JICTの役割の検証

- JICTは、民業圧迫にならなず民間投資の呼び水となることを前提に、政策的意義・収益性の観点からチャレンジな領域における我が国事業者の海外展開を支援する民業を補完する主体としての意義が大きい。

2. JICTの経営状況等を踏まえた対応

2-1. JICTの支援方針の整理

- | | |
|--------|--|
| 全体方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の政策方針に則った戦略的な支援と自立的な経営の両立を一層推進すべき。 ・ポートフォリオ全体の中で政策的意義・収益性のバランスを確保すべき。 |
| 分野・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルインフラを積極的に支援しつつも、ICTサービスの更なる支援や放送・郵便の支援も追求すべき。 ・ガバナンスが確保された事業者との共同投資を前提として、地方企業、スタートアップ企業、中小企業を一層支援すべき。 |

2-2. JICTのガバナンス強化等

- | | |
|---------|--|
| リスク管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・カントリーリスク情報の収集・分析や共同投資事業者のコミットの確保等を通じた投資リスク管理を一層推進すべき。 ・人材の質・量の両面から体制を戦略的に強化すべき。 |
| エコシステム等 | <ul style="list-style-type: none"> ・政府系金融機関、海外の政府関係機関、民間株主、銀行等との効果的な連携を推進すべき。 ・海外ICT分野の専門性の強化、意思決定の機動性・迅速性の確保に引き続き努めるべき。 ・ポートフォリオ情報等の一層の情報開示を推進すべき。 |
| 累積損益 | <ul style="list-style-type: none"> ・改善計画の達成及び累積損失の解消の前倒しに向けて、円滑かつ適切にEXITを進めるべき。 ・累積損失の解消状況等も考慮しながら、収益の国への還元を検討すべき。 |

3. JICTの今後の在り方についての提言

- JICTの累積損失の解消に目処が立ってきていることを踏まえ、2.の対応をJICTが適切に実施し説明責任を果たしていくことを前提に、JICTは引き続き我が国事業者の海外展開支援を推進すべきであり、そのためには、JICTの設置期限を延長することが適当。

（出典）総務省 HP 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方に関する検討会（https://www.soumu.go.jp/main_content/001048736.pdf）

3. 改正の内容

JICT 法第 27 条第 2 項及び第 3 項において規定されている JICT の設置期限を 10 年間延長し、令和 18 年 3 月 31 日から令和 28 年 3 月 31 日に改めることとしている。

JICT 法の制定当時、JICT には約 20 年の存続期間が設けられていたところ、制定当時と同様にこれから改めて約 20 年間の存続期間を設ける観点から、延長期間は 10 年間としている。

4. おわりに

本法律は、公布の日（令和 8 年 5 月 7 日）から施行されている。

本法律の施行により、JICT が引き続き我が国経済の持続的な成長に寄与していくことを期待する。

（脱稿日：令和 8 年 7 月 1 日）